

## 17 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画に対する平成19年度の施策等の進捗状況（実施状況）は次のとおりです。

NO	第3章 施策の展開	主務課	平成19年度の進捗状況（実施状況）
	<b>第1節 安心できる健やかな環境の確保</b>		<b>第1節 安心できる健やかな環境の確保</b>
	<b>1 大気環境の保全</b>		<b>1 大気環境の保全</b>
001	(1) 環境基準の達成維持 ○常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	(1) 環境基準の達成維持 ○本県の大気環境は、17測定局（鹿児島市調査分を含む）における常時監視の結果、二酸化硫黄や光化学オキシダントで、火山活動や大陸からの移流等の要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。
002	(2) 工場・事業場対策 ○大気汚染防止法*や公害防止条例*等に基づき、ばい煙*や粉じんについて引き続き規制を行うとともに、監視体制を充実・強化します。	環境管理課	(2) 工場・事業場対策 ○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（138施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（7施設）を実施。
003	○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。	環境政策課	○他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーである天然ガスの事業場での利用がみられ、また、鹿児島市内に供給される都市ガスについては、液化天然ガスを原料とした都市ガスへのガス種転換が行われた。
004	○低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。	環境管理課	○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。
005	○ダイオキシン類の監視体制を充実・強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境管理課	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○ダイオキシン類に係る環境調査を実施（大気4地点、公共用水域水質・底質11地点、地下水水質6地点、土壌6地点）、環境基準超過はなし。
006	(3) 自動車排出ガス対策 ○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良及び地域の状況に応じた立体化など、交通流対策に努めます。	道路建設課 道路維持課	(3) 自動車排出ガス対策 ○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
007	○トラクターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など、物流の効率化を促進します。	交通政策課	○交通の円滑化を図るため、交通管制センターエリア内へ7交差点を整備し、交通管制センターエリア拡大を実施。 ○平成19年度は事業なし
008	○人流の合理化のため、公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	交通政策課	○関係市町村、運輸事業者及び経済団体等とともに「鹿児島都市圏エコ通勤会議（会長：伊藤祐一郎鹿児島県知事）」を組織し、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、公共交通案内所の設置やICカードを活用したエコポイント制などを実施するとともに、バスマップの作成やポケット版バス時刻表を作成するなど、バスの利用促進策を実施。 また、各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化等利便性向上のための輸送サービスの改善等、バスの利用促進策を実施。
009	○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど、監視体制の充実を図ります。	環境管理課	○自動車排出ガス測定局（2局）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。
010	○市町村や関係団体とも連携して、アイドリングストップ運動を推進するなど、各人の自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。	環境政策課	○毎年12月の「地球温暖化防止月間」、「大気汚染防止推進月間」に車のアイドリング・ストップ等を啓発。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：燃料の10%削減にチャレンジ）実践行動を推進。
011	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。	環境政策課	○環境フェア等において啓発。 ○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。 ○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。

		管理調達課	○特殊車両（1台）を除き、低公害車53台を購入した。なお、更新車両の約60%について小排気量車へ転換した。
012	○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹すずを整備。
013	<b>(4) 桜島火山ガス対策</b> ○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。	環境管理課	<b>(4) 桜島火山ガス対策</b> ○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄について有村局及び赤水局で環境基準を超過。
014	<b>2 水・土壌環境の保全</b> <b>(1) 水循環の確保</b> ○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山*等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐*等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。	森林整備課	<b>2 水・土壌環境の保全</b> <b>(1) 水循環の確保</b> ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
015	○水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進します。	環境管理課	○423事業場について、延べ478回の監視指導を実施し、34件の改善勧告等の行政指導を実施。
016	○工場・事業場における節水等、水使用の合理化対策を促進します。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動において、オフィスや工場・事業場での節水、水の有効利用を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。 ○平成19年度は奄美高校において雨水利用施設（配管施設）を整備中。
017	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。	建築課	
018	○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。	環境政策課	○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,000部）やパネル展、研修会を開催。
019	○主に都市地域において透水性舗装*や雨水浸透ます*の設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。	都市計画課 生活排水対策室	○市街地部の県道において、必要に応じて歩道部を透水性舗装で整備。雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言。
020	○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境管理課	○平成19年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。
021	<b>(2) 公共用水域・地下水の保全</b> <b>(2)-1 公共用水域</b> ○水質の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	<b>(2) 公共用水域・地下水の保全</b> <b>(2)-1 公共用水域</b> ○環境基準類型指定水域の37河川44水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の17河川18水域（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、重金属等の健康項目で1地点基準超過があった。生活環境項目については72水域のうち11水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。
022	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。	環境管理課	○これまでに、37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、2海域2水域、4湖沼4水域で窒素・燐の類型指定。
023	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。	環境管理課	○8市町村20河川で実施。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、8市町村15水域において実施。
024	○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。	環境管理課	○推定利用者数が概ね1万人以上の県内20海水浴場について、水質調査をシーズン前及びシーズン中の2回実施し、シーズン前実施分について公表。調査結果は、全て水浴可能な水質。調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。
025	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	○河川愛護月間（県：5月21日～6月20日、全国：7月1日～7月31日）に38市町村、1,040団体の52,323人が河川愛護作業に参加。うち12団体を表彰。 ○海岸愛護月間（7月1日～7月31日）31市町村、283団体の27,876人が海岸愛護作業に参加。うち3団体を表彰。 ○定期的に河川や海岸の清掃・美化活動を伴う水辺サポーター42団体1,946人を認定。
026	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを行った。
027	<b>(2)-2 地下水</b> ○地下水の水質保全を図るため、地域の地下水の概況を計画的に監視調査し、地下水の環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	<b>(2)-2 地下水</b> ○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、平成19年度までに2,589井戸で実施。
028	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。	環境管理課	○191井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、50井戸（うち定期モニタリング調査井戸は41井戸）が環境基準を超過。飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導。
029	○工場・事業場におけるトリクロロエチレン等の有害物質の使用状況等を把握すると	環境管理課	○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施。

	もに、安全な溶剤等への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。		
030	○農畜産業に起因すると思われる地下水汚染を防止するため、適正な施肥や家畜排せつ物処理等、環境保全型農業を推進します。	食の安全推進課 畜産課	○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、82.3%に削減。(H17/H8比) ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
031	(2)-3 地域水質環境管理計画の推進 ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境管理課	(2)-3 地域水質環境管理計画の推進 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾環境行政連絡会議(県、湾域市町)」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うとともに、清掃用ごみ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識を啓発。
		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
032	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水の水質管理、適正な養殖管理及び生活排水対策等により窒素、リンの削減を図るなど、地域の特性に応じた対策を推進します。	環境管理課	○第3期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底による汚濁負荷量の削減などの発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議を開催し進行管理を実施。
033	○県、市町及び住民団体・事業者団体等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。	環境管理課	○湾奥の行政、住民団体及び事業者団体等で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会に対し、県が負担金を拠出し支援。
034	(3) 産業系排水対策 (3)-1 工場・事業場対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3) 産業系排水対策 (3)-1 工場・事業場対策 ○423事業場について、延べ478回の監視指導を実施し、45件の改善命令等の行政措置を実施。
		環境管理課	○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施。
035	○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。		
036	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術センター	○「工場排水管理技術講習会」を開催し、107社196名が参加。
037	(3)-2 農畜産業・水産業対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3)-2 農畜産業・水産業対策 ○養豚業38事業場について、延べ41回の監視指導を実施し、8件の改善命令等の行政措置を実施。
		農業開発総合センター	○施設軟弱野菜の周年栽培において、鶏ふんたい肥を利用し化学肥料を削減した栽培では、農家慣行及び化学肥料栽培と遜色ない収量が得られることを現地で実証。
038	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性と調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。	食の安全推進課	○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10a当たりの施肥量は82.3%に削減。(H17/H8)また、土づくりと化学肥料・農業の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成。
039	○畜産経営に起因する環境汚染を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的発展のため、環境保全型畜産を推進します。	畜産課	○畜産環境保全の指導を実施。
040	○家畜排せつ物の処理については、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を推進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
041	○でん粉工場については、でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領に基づき、適切な排水処理を徹底します。	農産園芸課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
		環境管理課	○でん粉工場24事業場について、延べ59回の監視指導を実施し、1件の改善勧告の行政指導を実施。
042	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀台数の制限や適正な養殖管理を指導します。	水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
043	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を推進します。	水産振興課	○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。
044	(4) 生活排水対策 (4)-1 発生負荷の削減 ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。	環境管理課	(4) 生活排水対策 (4)-1 発生負荷の削減 ○各種イベント等を通じて、家庭における自主的実践活動を促進するために啓発を実施。
045	○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域(鹿児島湾奥部流域3市9町(平成16年3月現在))	環境管理課	○鹿児島湾奥の3市9町(平成20年3月現在)は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成

	については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。		5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。
046	<b>(4)-2 排水処理施設の整備</b> ○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県下水道等整備構想を基本として、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。	生活排水対策室	<b>(4)-2 排水処理施設の整備</b> ○公共下水道整備事業箇所数12市5町21箇所、供用開始箇所数12市4町20箇所。 ○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成19年度までに、9市13町2村56地区で事業に着手、うち9市13町2村の52地区で供用開始。 ○平成19年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の24.1%。累積の合併処理浄化槽126,191基で、総浄化槽基数271,080基のうちの46.6%。平成19年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、7,405基。
047	○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。	漁港漁場課 生活排水対策室	○農業集落排水施設の整備は、平成19年度までに7市町村13地区で事業に着手、10地区で供用開始。 ○事業主体である市町村に対して助言。
048	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実を図ります。	生活排水対策室	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実。
049	<b>(5) 土壌環境の保全</b> ○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農業の適正使用等を促進します。	環境管理課 食の安全推進課	<b>(5) 土壌環境の保全</b> ○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施。 ○環境と調和した農業推進研修会や土づくり推進月間、農業適正使用推進月間を設けるなど啓発活動を実施。
050	○土壌汚染対策法に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等の時点において、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境管理課	○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導。 ○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者に周知。
051	○土壌の汚染状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境管理課	○H15.2.15土壌汚染対策法が施行されて以来、25事業場について法に基づく手続きが行われたが「指定地域」として指定されたところはない。
	<b>3 化学物質の環境安全管理</b>		<b>3 化学物質の環境安全管理</b>
052	<b>(1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）</b> ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境管理課 食の安全推進課	<b>(1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）</b> ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成19年度は504事業所からのPRTR届出があり、これを受付し、国に送付。鹿児島県のPRTRデータをまとめホームページに公開。 ○農業販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農業の種類・量の把握等情報収集を実施。
053	○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境管理課	○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成19年度は、詳細環境調査（水質）、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施。
054	○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究を推進します。	環境管理課	○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（環境省及び鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（4施設）を実施。
055	○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	○有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導。
056	○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制、地下浸透規制及び農業の安全使用対策を適正に実施するとともに廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用法の改善について、技術的な指導を行います。	環境管理課 食の安全推進課	○揮発性有機化合物の排出のおそれがある40事業場の監視指導を実施し、1件の改善勧告を実施 ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（4施設）を実施。 ○工場・事業場に対する立入指導を行い、排出水の監視・調査を実施。 ○「農業使用の手引き」を作成し、病害虫・雑草防除及び植物成長調節における適正な使用を指導。 ○県内32のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。
057	<b>(2) ダイオキシン類</b> ○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境管理課 廃棄物・リサイクル対策課	<b>(2) ダイオキシン類</b> ○廃棄物焼却炉以外のダイオキシン類特定施設について、ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守を指導。 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。

			○焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等）の遵守を指導。
058	○大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	環境管理課	○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施。
059	○県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ処理施設2箇所（始良郡西部衛生処理組合、肝属地区一般廃棄物処理組合）、リサイクルセンター2箇所（北薩広域行政事務組合、肝属地区一般廃棄物処理組合）、埋立処分地施設1箇所（鹿児島市）、汚泥再生処理センター1箇所（大島地区衛生処理組合）など一般廃棄物処理施設の整備を促進。
060	<b>(3) PCB廃棄物</b> ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法*」）に基づき、保管等の届出義務の遵守など、適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	<b>(3) PCB廃棄物</b> ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。
061	<b>(4) その他の化学物質</b> ○農業安全使用の徹底、農薬取扱者の指導・取締り及び農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	食の安全推進課	<b>(4) その他の化学物質</b> ○農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や、適期・適確な病害虫発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を50.0%（H19/H8比）に削減。 ○推進期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬の適正使用を推進。 ○有人ヘリコプター及び無人ヘリコプターによる水稲の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導。
		農業開発総合センター 森林整備課	○経過措置農薬の登録拡大に向け、対象作物の農薬残留量を測定。
062	○農業に替わる害虫防除の方法として、天敵利用*などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術*などを組み合わせた総合防除技術の開発を図ります。	農業開発総合センター	○農業に替わる害虫駆除の方法として、葉ネギの鱗翅目害虫の複合性フェロモン剤による防除効果を検討し、農薬による防除回数の軽減と低コスト化が図られることを明らかにするとともに、新たな作物での利用を検討。 ○天敵利用技術を用いた施設ピーマンにおいて、化学農薬使用を抑制することによって顕在化する害虫種への対応を検討。 ○施設ナスにおける天敵利用技術を検討し、ナスを加害するスリップス類に対して、補食性天敵タイリクヒメハナカメムシが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。 ○微生物資材が根深ネギの白絹病、軟腐病に対して安定的に有効であることを再度確認した。また、ジャガイモそうか病に対して、陽熱処理と米ヌカが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。 ○物理的殺ダニ剤デンブン製剤と低濃度マシン油乳剤の混用散布について検討した。 ○害虫を食べる県内土着のアザミウマ（アカメガシワクダアザミウマ）が、施設ナス、イチゴピーマンにおいて容易に定着でき、初期の害虫アザミウマの増殖を抑制できることを確認。
063	<b>(5) 事故時における対策</b> ○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、関係機関と連携をとりながら、事故が発生した場合の応急措置、速やかな復旧、事故の状況の通報及びその拡大や再発の防止措置など、各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。	環境管理課	<b>(5) 事故時における対策</b> ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。
		食の安全推進課	○農業事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。
		水産振興課	○県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。
064	○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策及び原因究明等についての対応マニュアルに基づき、適切な対応を図ります。	水産技術開発センター	○県下の河川等で発生した魚介類の異常へい死事故について、各関係市町等からの調査依頼により、原因調査を3件実施。
4	<b>4 騒音・振動、悪臭等の防止</b> <b>(1) 騒音・振動の防止</b> <b>(1)-1 環境基準の類型指定等の推進</b>		<b>4 騒音・振動、悪臭等の防止</b> <b>(1) 騒音・振動の防止</b> <b>(1)-1 環境基準の類型指定等の推進</b>
065	○土地利用等の実状に応じ、騒音に係る環境基準の類型指定等をさらに推進します。	環境管理課	○市町村合併に伴い、南九州市について事務処理を行った。

066	(1)-2 工場・事業場対策 ○騒音規制法*、振動規制法*及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。	環境管理課	(1)-2 工場・事業場対策 ○県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
067	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。	都市計画課	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を行っている。
068	○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導。
069	○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の普及を図ります。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発。
070	(1)-3 道路交通騒音・振動対策 ○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など、沿道土地利用対策を促進します。	都市計画課	(1)-3 道路交通騒音・振動対策 ○用途地域等の指定による土地利用の誘導等。
071	○バイパスなどの道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなどを交通流対策として推進します。	県警交通規制課 道路建設課 道路維持課	○あんしん歩行エリア等4地区25交差点の交通信号機等による交通総量の抑制の運用見直し及び2路線138mについて車両通行止等をそれぞれ実施。 ○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
072	○低騒音舗装による路面の改良及び遮音壁や植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。
073	○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。また、低騒音車の普及促進、自転車利用施設の整備など低騒音型交通手段への転換を促進します。	県警交通指導課	○交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、平成19年度中、過積載違反を193件、整備不良等の違反を2,210件検挙。
074	○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。	環境管理課	○15区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、97.0%の達成率。
075	(1)-4 鉄道騒音・振動対策 ○九州新幹線鹿児島ルートについては、平成12年3月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型の指定を行っており、今後定期的に騒音測定を実施して環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。	環境管理課	(1)-4 鉄道騒音・振動対策 ○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施。騒音の達成率は66.7% (10/15地点)。
076	○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。	環境管理課	○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導。
077	(1)-5 航空機騒音対策 ○鹿児島空港及び鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。	環境管理課	(1)-5 航空機騒音対策 ○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、6地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。
078	○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。	環境管理課	○苦情があった場合、必要に応じ対応。
079	(1)-6 建設作業騒音・振動対策 ○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機種を導入を促進します。	環境管理課 技術管理課	(1)-6 建設作業騒音・振動対策 ○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。 ○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。
080	(1)-7 近隣騒音対策 ○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、公害防止条例等により規制や指導の一層の徹底を図ります。	環境管理課 県警地域課 県警生活環境課	(1)-7 近隣騒音対策 ○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。 ○騒音苦情等で県警本部通信指令室(110番)に335件の通報を受理。 ○公安委員会では県風俗環境浄化協会(県防犯協会)に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成19年度中同講習会を20回開催し、648人の管理者を指導。
081	(2) 悪臭の防止 (2)-1 工場・事業場対策 ○悪臭防止法*及び公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直します。	環境管理課	(2) 悪臭の防止 (2)-1 工場・事業場対策 ○特定悪臭物質濃度測定を1事業場で実施。
082	○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境管理課	○市町村からの相談に対応。

		産業立地課	○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
083	○複合臭*に対応するため、臭気指数*規制の導入を検討します。	環境管理課	○市町村からの希望等を聴取したほか、説明会等で解説。
084	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など、悪臭防止技術の普及に努めます。		
085	(2)-2 畜産対策 ○住居地域との混住化に対応するため、畜産経営の環境整備を総合的に推進します。	畜産課	(2)-2 畜産対策 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。地域住民からの苦情に対する改善を指導。
086	○畜産経営に起因する悪臭や水質汚濁等の環境汚染の発生を防止するため、環境に配慮した畜舎の整備や家畜排せつ物の堆きゅう肥等への利用促進など、環境保全型畜産を推進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理施設の整備状況については、資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家144戸の施設整備を実施。
087	○畜舎内外やたい肥舎の環境美化、衛生強化運動の実践などにより、住民と共生できる畜産を構築します。	畜産課	○畜舎及びたい肥舎等の周辺環境美化を実施。
088	○微生物製剤の有効性の検討や悪臭防止に関する新技術の導入を促進します。	畜産課	○微生物資材有効利用技術検討会の開催や畜産農家への巡回調査・指導を実施。
089	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○ヤンバルトサカヤスデ*等の不快害虫については、他の生物に悪影響を与えないような方法で市町村による適正な駆除を促進するとともに、国や民間の研究機関などと連携しながら生態や駆除方法の調査研究に努めます。また、適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○地域の環境衛生向上を図るため、地区衛生組織指導者を中心に、環境衛生地区診断を市町村、校区単位で37箇所を実施。 ○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学、沖繩県の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を7月と11月の2回開催し、不妊化手法の解明、忌避剤開発に向けた調査研究等を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。また、南九州市知覧町において現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。
5	循環型社会の形成		5 資源循環型社会の形成
090	(1) 一般廃棄物処理の促進 (1)-1 排出抑制, 減量化, リサイクルの推進 ○県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等との連携の下、マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）を展開するなど、ごみの排出抑制の普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	(1) 一般廃棄物処理の促進 (1)-1 排出抑制, 減量化, リサイクルの推進 ○県ごみ減量化・リサイクル推進協議会においては、10月に「マイ・バッグキャンペーン」を実施し、ポスター2,500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対し協力を依頼。
091	○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成13年度県クリーン・リサイクル推進協議会を改組・拡充し、廃棄物全般の減量化・リサイクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を開催し、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するための連絡調整、諸方策についての協議及び情報交換を実施。
092	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等については、引き続き国等へ要請します。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。
093	○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（財）自動車リサイクル促進センターの円滑な運用を促進した。
094	○「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」）」に基づく各種リサイクルについての的確な情報の把握に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。
095	(1)-2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。なお、離島地域については、生ごみのたい肥化施設やダイオキシン類の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(1)-2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルセンターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。 ○国庫交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ処理施設2箇所（始良郡西部衛生処理組合、肝属地区一般廃棄物処理組合）、リサイクルセンター2箇所（北薩広域行政事務組合、肝属地区一般廃棄物処理組合）、埋立処分地施設1箇所（鹿児島市）など一般廃棄物処理施設7施設の整備を促進。
		生活排水対策室	○公共下水道整備事業箇所数12市5町21箇所、供用開始箇所数12市4町20箇所。
096	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法の規定に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定等について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。
097	○し尿の海洋投入の全廃に向けた市町村のし尿処理施設の整備を促進します。また、合	廃棄物・リサ	○平成19年度は大島地区衛生組合で、汚泥再生処理センターを整備中。

	併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、公共下水道との調整を図りながら整備を促進します。	イクル対策課 生活排水対策室	○平成19年度末汚水処理人口普及率64.7%
098	<b>(1)-3 適正処理の推進</b> ○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や郵便局等との連携による取組等の先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	<b>(1)-3 適正処理の推進</b> ○家電・自動車リサイクルの円滑な推進のため、不法投棄の要因ともなる収集運搬料金等の低減に向けて、市町村と協議等を行うとともに、不法投棄の実態調査を実施し、市町村に情報提供を行った。
099	○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断：市町村、校区単位で37箇所）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会、2～4支部単位で3箇所、支部研修会：市町村、校区単位で23箇所）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。
100	<b>(1)-4 普及啓発及び情報公開の推進</b> ○県民が自主的に大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減に努める「地球環境を守るかごしま県民運動」を展開するとともに、環境教育、環境学習を推進します。	環境政策課	<b>(1)-4 普及啓発及び情報公開の推進</b> ○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,000部）やパネル展、研修会を開催。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組103人が参加
101	○一般廃棄物に関する排出量、処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について環境省の依頼を受け、平成18年度一般廃棄物処理事業実態調査を行い、結果を環境省のホームページで公表し、広く情報提供を実施。
102	<b>(2)産業廃棄物処理の推進</b> <b>(2)-1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</b> ○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して、排出抑制、減量化及びリサイクルに関する計画を含む産業廃棄物処理計画の作成を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	<b>(2)産業廃棄物処理の推進</b> <b>(2)-1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</b> ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）137事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）17事業所が処理計画を策定。
103	○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い、事業者、処理業者間の活発な情報交換を促します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の提供情報573件、受入情報263件を県ホームページに掲載。
104	○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の利用についての普及啓発を行うことなどにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努めます。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発の支援等を行う補助金制度を実施（H17～）。施設設備補助2件12,016千円、研究開発補助2件3,494千円
105	○リサイクル関連企業の立地を促進します。	産業立地課	○リサイクル関連企業の立地に向け誘致活動を展開。
106	○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。	技術管理課	○「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月より運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生抑制」、「再利用の促進」、「適正処理徹底」を実施。 ○国、県、市町村、建設業協会等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内12箇所設置し、建設副産物に関する情報交換等を実施。 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い、建設副産物の再資源化等を推進。
107	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（財）自動車リサイクル促進センターの円滑な運用を促進した。
108	○排出事業者や処理業者と連携し、食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。	食の安全推進課	○関係団体・事業者に対し、法の周知、普及啓発を実施。
109	<b>(2)-2 産業廃棄物処理施設の整備促進</b> ○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、中間処理施設や安定型処分場など産業廃棄物処理施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	<b>(2)-2 産業廃棄物処理施設の整備促進</b> ○処理施設設置許可件数17件
		かごしまPR課	○関係機関・団体と連携し、焼酎粕処理技術の情報提供や施設建設に関する支援策策について相談・連絡調整等を行うことにより、焼酎粕処理施設の整備を促進。
110	○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を密にし、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。なお、中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化及びリサイクルを推進するため必要な施設であり、	廃棄物・リサイクル対策課	○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。事前協議完了件数31件

	地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。		
111	(2)-3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○管理型最終処分場については、現在、埋立てが可能なものは県内において自社専用施設を除き1か所もないことから、関係市町村長や関係者と協議して公共関与により最新の技術によるモデルとなるものの整備を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)-3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○平成19年5月に薩摩川内市川永野地区の碎石場跡地を候補地として選定。 ○立地可能性等調査の実施。 ○先進地視察や産業廃棄物セミナー等普及啓発活動を実施。
112	○財団法人県環境整備公社の運営や同公社が行う管理型最終処分場の整備に対し支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置（H17～）。
113	(2)-4 適正処理の推進 ○講習会、研修会等を通じて、優良な排出事業者、処理業者の育成に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)-4 適正処理の推進 ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明。 ○平成18年3月に産業廃棄物処理業者優良性評価制度を導入。
114	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
115	○不法投棄等の防止を図るため、マニフェスト制度*の徹底を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○マニフェスト制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施。
116	○産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、市町村、関係団体及び県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施した。
117	○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○最終処分場に対して、監視指導を実施。
118	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、15施設で排出実態調査を実施。 ○焼却施設については、法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。
119	○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止等について情報交換を2回開催。 各地域振興局及び支庁においても、産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに、関係機関との情報交換、連携の強化のための連絡体制の整備を図った。
120	○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施した。 ○行政処分は8件。
121	(2)-5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○九州各県の排出事業者からの最終処分を目的とした県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応します。その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として承認しないこととします。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)-5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数88件。
122	(2)-6 普及啓発及び情報公開の推進 ○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)-6 普及啓発及び情報公開の推進 ○先進地視察や産業廃棄物セミナーの開催。 ○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組103人が参加。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいて、ポスター・啓発パネルの展示、リーフレット配布等を実施。 ○県内のごみ・し尿の搬出処理の実態について環境省の依頼を受け、平成18年度一般廃棄物処理事業実態調査を行い、結果を環境省のホームページ上で公表し、広く情報提供を実施。
123	○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。 ○第7回かごしま環境フェアを鹿屋市で開催（平成17年10月）し、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。
124	○産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、処理施設の設置や維持管理に関する情報を法令等に基づき県民に公開します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物処理法に基づいて県民に公開。
6	原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全		6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全
125	○川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原子力安全対策室	○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表。 ○環境放射線調査に必要な9機器を整備。

126	○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。	原子力安全対策室	○発電所の運転状況等に関し28件（安全協定に基づくもの）の連絡、事前協議を受けるなど、安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。
127	○川内環境監視センター内の原子力情報展示ルームの整備・活用など、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全対策室	○環境放射線センター原子力情報展示ルームに、約100人が入館。 ○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報誌「原子力だよりかごしま」を年4回発行。
128	○川内原子力発電所地震観測システムの運用など、県民に対する情報提供の充実に努めます。	原子力安全対策室	○川内原子力発電所地震観測システムを運用し、川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表。
129	○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。	原子力安全対策室	○原子力防災訓練を平成19年10月23日（火）に実施し、90機関、約6,800人が参加。 ○県原子力防災センターを訓練・研修・施設見学等で利用。
130	<b>第2節 多様で恵み豊かな環境の保全</b> <b>1 地域特性に応じた自然環境の保全</b> <b>(1) 原生的な自然、優れた自然の保全</b> ○環境学習などにより自然保護思想の普及啓発を推進します。	森林整備課	<b>第2節 多様で恵み豊かな環境の保全</b> <b>1 地域特性に応じた自然環境の保全</b> <b>(1) 原生的な自然、優れた自然の保全</b> ○4月15日～5月14日までの「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月29日に「みどりの感謝祭」を、10月21日に「森の秋まつり」を県民の森で開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。
131	○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある原生的な自然については、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域及び国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。	環境保護課 環境保護課 森林整備課	○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。 ○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき222件許可等（国立121件、国定73件、県立28件）。 ○奄美希少野生生物保護増殖分科会において、マングースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施。 ○保安林を指定し、標識の設置等（第1種標識4本、第2種標識208本、保安林解説板1基）を行い、保安林の適正な配備及び管理を実施。
132	○自然災害やサンゴの捕食被害等非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。	環境保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。（平成19年度オニヒトデ捕獲数 12,418匹）
133	<b>(2) 身近な自然の保全</b> ○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業*等により多様な森林づくりに努めます。	森林整備課	<b>(2) 身近な自然の保全</b> ○森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
134	○緑の募金*活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。	森林整備課	○緑の募金を実施する団体として、（財）かごしまみどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公民館、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。
135	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森林整備課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに668.4ha指定。 ○予防対策として薬剤の空中散布を1,509ha、地上散布を36ha、駆除対策として伐倒駆除13,573m <sup>3</sup> を総合的に実施。
136	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、森林、農地等を維持・管理する担い手の確保に努めます。	農地整備課 林業振興課	○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を56地区、担い手支援型畑地帯総合整備事業を18地区経営体育成基盤整備事業を14地区で実施。 ○県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円の林業事業体に対する相談・指導を実施。また、基幹林業事業者となる林業作業士の養成（累計308名）。高性能林業機械のリース・レンタル事業等を実施。
137	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農村振興課 経営技術課	○中山間地域等において、集落協定等に基づき、継続した農業生産活動等を実施する農業者に対して交付金の交付を行った。（協定締結面積7,361ha） ○農業経営基盤強化法などに基づく特定法人貸付事業により、意欲と能力のある企業などの農業参入を促進し、耕作放棄地の解消による農地の有効利用が図られた。（解消面積約70ha）

			○農作業受委託などを行う営農組織（162組織）、地域営農支援活動組織（27組織）に対する地域農業のシステム化の推進・支援を実施。
138	○砂浜・干潟などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。	水産振興課	○漁場周辺の環境を維持・浄化するため、県内各地で海岸・海浜のオイルボールや軽石、ゴミ等の除去や監視活動を実施。
139	○長い年月にわたる人間と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：自然環境の保全にチャレンジ）実践行動を推進。
		農地整備課	○棚田等保全活動協賛事業を5地区で実施。
140	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	環境政策課	○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、不適正な対策の改善を図った。
		農地整備課	○県営畑地帯総合整備事業等の工事の際には、土砂流出防止対策要綱に基づき、各種対策を実施。
141	<b>(3) 世界自然遺産屋久島の保全</b> ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	環境保護課	<b>(3) 世界自然遺産屋久島の保全</b> ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を3回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を42,000部作成・配布。
142	<b>(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全</b> ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産への早期登録を目指した取組に努めます。	環境保護課	<b>(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全</b> ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、関係機関との調整や重要生態系の保全と活用に関する調査、サンゴ礁や希少野生生物の保全・再生調査、地元住民に対する普及・啓発活動を実施。
2	<b>多彩な自然環境の活用</b>		2 <b>多彩な自然環境の活用</b>
143	<b>(1) 自然とのふれあいの場の確保</b> ○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとでの自然体験・環境学習の場として利用します	環境保護課	<b>(1) 自然とのふれあいの場の確保</b> ○「屋久島自然体験セミナー」（毎月1回）等を実施。 ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し、自然観察会等を実施。
144	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点からみて優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。	観光課	○自然とのふれあいと促進するため、屋久島地区では登山歩道の整備を行った。
145	<b>(2) 自然を活かした地域づくり</b> ○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを推進します。	農地整備課	<b>(2) 自然を活かした地域づくり</b> ○棚田等保全活動協賛事業を5地区で実施。
146	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。	農村振興課	○県下に広くグリーン・ツーリズムを推進するため、県において、指導者等の人材育成研修会等を開催するとともに、8市町村において推進体制を整備し、地域の特性を活かした都市住民等との交流活動を実践。
		観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
147	○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいのなかで自然を学ぶエコツーリズムなど、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
148	○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。	林務水産課	○八代海域（出水市、阿久根市、長島町）、錦江湾東部海域（垂水市、鹿屋市、錦江町、南大隅町）において、国の林水連携事業を導入し、豊かな森と海づくりを推進。
149	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。	森林整備課	○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録906名、団体登録24団体、フィールド登録31箇所。
150	○温泉や景観などを有効活用した地域づくりを促進します。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
151	<b>(3) 屋久島環境文化村構想の推進</b> ○屋久島環境文化村構想の着実な推進に努め、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	環境保護課	<b>(3) 屋久島環境文化村構想の推進</b> ○屋久島環境文化村センター入館者数68,474人、研修センター入館者数8,029人
152	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。	環境保護課	○自然体験型環境学習である「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
153	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
	<b>(4) 奄美群島自然共生プランの推進</b>		<b>(4) 奄美群島自然共生プランの推進</b>

154	○奄美群島自然共生プランの推進体制を整備し、自然共生ネットワークの形成を促進します。	環境保護課	○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年1回開催し、意見交換等を実施。
155	○自然生態系の現況調査・研究の推進、重要地域の保全等のための取組の推進及び登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を行います。	環境保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、関係機関との調整や重要生態系の保全と活用に関する調査、サンゴ礁や希少野生生物の保全・再生調査、地元住民に対する普及・啓発活動を実施。
156	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。
157	○オニヒトデ駆除等サンゴ礁保全対策、希少野生動植物対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。	環境保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(平成19年度オニヒトデ捕獲数 12,418匹) ○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の浦生崎地区など5箇所を新たに指定。平成19年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
<b>3 生物多様性の保全</b> <b>(1) 野生生物の適切な保護</b>		<b>3 生物多様性の保全</b> <b>(1) 野生生物の適切な保護</b>	
158	○県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。	環境保護課	○希少野生動植物保護対策検討委員会を開催し、保護対策等についての協議を行うとともに、希少野生動植物保護に係る普及啓発ポスター等を作成・配布した。
159	○野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地等保護区や鳥獣保護区など各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。	環境保護課 森林整備課	○第10次鳥獣保護事業計画(平成19年度から平成23年度までの5か年間)に基づき、鳥獣保護区を指定。平成19年度末現在の鳥獣保護区は140箇所、73,437ha。 ○ヤマシギと酷似しており、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している名瀬市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を5年間延長。(H16.11.1~H21.10.31)
160	○ニホンシカ等著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。	森林整備課	○平成19年度に策定した特定鳥獣保護管理計画(ニホンシカ、イノシシ)見直しのためのモニタリング調査を実施。
161	○天然記念物*や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法*、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、県文化財保護条例及び希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、適正な保護を図ります。なお、県文化財保護条例の運用に当たっては、貴重なものを天然記念物として指定し、保存に影響を及ぼす行為等から守ります。県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物の指定や野生動植物の生息状況等調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。	環境保護課 文化財課	○愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰。(第41回 2,221点)。 ○指定希少野生動植物を42種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発ポスター等を作成、配布。 ○県文化財保護指導委員(30人)を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。 ○国指定天然記念物として「大和浜のオキナワウラジロガシ林」を新指定(指定:H20.3.28)
162	○奄美地域における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や、貴重な野生生物の保護のための調査研究、普及啓発等を促進します。	環境保護課	○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターとの連携により、自然観察会やクラフト教室、絵画展等を開催した。
163	○奄美地域において希少種の脅威となっている移入種の駆除対策を国と連携しながら進めます。	環境保護課	○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
164	○サンゴ礁保護のため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除や赤土等流出防止対策に努めます。	環境政策課 環境保護課	○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、不適正な対策の改善を図った。 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(平成19年度オニヒトデ捕獲数 12,418匹)
165	○傷病野生鳥獣については、指定診療施設や傷病鳥獣ボランティアの協力を得てその保護に努めます。	環境保護課	○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。(平成19年度の保護実績は371件)
166	○各学校における教育活動、県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。	環境保護課 義務教育課	○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定(平成19年度末現在26校)し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。 ○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の実態に応じて体験的な学習がなされる

			よう研修会や諸会合等で指導。
167	○鳥獣による農作物や生態系の被害等については、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなど防止対策を講じます。	農村振興課 森林整備課 水産振興課	○12市町で、鳥獣による農作物被害を防止するための鳥獣害防止施設を整備。(平成18年度実績：イノシシ用電気柵29km, サル用電気柵2km) ○有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。 ○特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、イノシシ)で、ニホンジカ、イノシシの猟期1ヶ月延長を実施。 ○のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網を240面設置。
168	○出水地方に渡来するツル、県内の海岸に上陸するウミガメ及び霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。	環境保護課	○ウミガメ保護監視員設置の15市町村に対して補助金を交付。 ○ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。(H19年度：3,431頭) ○県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。 ○ウミガメ保護に係る普及啓発ポスター(700部)、小冊子(2,000部)を作成配布。 ○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの1/4～1/2程度が新たな休遊地を利用するなど、ツルの集中化の改善が図られている。なお、平成19年度の出水平野への飛来数は12,039羽であった。
169	<b>(2) 野生生物の生息・生育環境の確保</b> ○各種事業の実施に際しては、事前に十分調査・検討を行い、野生生物の生息に配慮し、ビオトープ*(野生生物が生息できる空間)の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	農地整備課 林業振興課	<b>(2) 野生生物の生息・生育環境の確保</b> ○鹿屋市排水路整備予定区域において、田んぼの生き物調査を実施。 ○奄美地域の林道を中心に、側溝の廃止、エスケープトラフ等野生動物の生息環境に配慮した工法を導入。
170	○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然型川づくり*を促進します。	農地建設課 河川課	○農業用河川工作物の整備、補強又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を10地区で実施。 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川(奄美市)等で実施。
171	<b>4 森林環境の保全</b> ○人工林の計画的伐採、地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林及び集団的な保育・間伐を進めます。	森林整備課	<b>4 森林環境の保全</b> ○森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林(301ha)や下刈(1,082ha)等を実施。
172	○間伐については、市町村を主体とした推進体制を整備し、間伐未実施林の解消や間伐材生産及び間伐材利用を進めます。	林業振興課 森林整備課	○公共土木事業等への間伐材利用を推進するとともに、県産材を使用した木造住宅の建設促進に取り組んだ。 ○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、緊急間伐推進3カ年計画に基づいて地域ぐるみの間伐(8,434ha)を実施。
173	○森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業、複層林施業及び天然広葉樹林の整備など多様な森林施業を積極的に進めます。	森林整備課	○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、長伐期施業(機能増進保育1,372ha)や複層林施業(樹下植栽3ha)、広葉樹林整備(改良766ha)を実施。
174	○森林の適正管理と併せ、保安林の充実、治山施設の整備等を行い、水資源のかん養と災害に強い県土の形成を図ります。	森林整備課	○森林における開発行為を適正に行うために、森林法に基づき16件の許可と森林パトロール等による指導を実施。
175	○ふれあいの森、環境保全保安林など森林利用施設の整備や都市近郊林、里山林など優れた自然景観の保全を図ります。	森林整備課	○平成19年度は事業なし。
176	○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林被害の防止を図ります。	森林整備課	○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布1,509ha、地上散布36ha、伐倒駆除等13,573m <sup>2</sup> を実施。 ○野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。
177	○水源かん養機能や山地災害防止機能の高度発揮を図る上で重要な森林については公的管理等を促進します。	森林整備課	○県有林の環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、新植、下刈、除間伐等の施業を実施。(下刈1,00ha、除間伐22.16ha)
178	○「新グリーンプラン21(県緑化基本計画)」を推進するとともに、緑の募金の普及定着、森林ボランティア*や緑の少年団等の県民参加による緑づくり及び森林浴の森等の整備に努めます。	森林整備課	○みどりの月間(4月15日～5月14日)における緑化思想の普及啓発用のチラシを作成し、配布。 ○緑の少年団等の地域緑化活動等への指導を実施。 ○県民参加の森林づくりに関する情報の収集・提供。
	<b>第3節 ゆとりとうるおいのある環境の形成</b> <b>1 緑の空間の保全・整備</b> <b>(1) 緑の空間の保全</b>		<b>第3節 ゆとりとうるおいのある環境の形成</b> <b>1 緑の空間の保全・整備</b> <b>(1) 緑の空間の保全</b>
179	○都市近郊や里山の森林など、地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な保全に努めます。	森林整備課	○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、緑被率の向上、港湾・漁港の緑地整備等を実施。

180	○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。	森林整備課	○沿道に隣接した森林の整備を推進。
181	○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。	森林整備課	○樹木医を活用した保存樹の適切な保全について指導。
182	<b>(2) 緑化の推進</b> ○県内各地において、地域の特性を活かした公園、緑地等の一層の整備を進め、みどりの交流空間づくりを推進します。	森林整備課	<b>(2) 緑化の推進</b> ○平成19年度は事業なし
183	○緑が減少している地域や、美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを推進します。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。
184	○都市地域における緑の中核拠点であり、生物の生息・生育環境としても重要な都市公園等の整備を促進します。	都市計画課	○県内8箇所において都市公園を整備。
185	○庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。	建築課 財産管理課	○奄美高校、大島病院むつみ寮など県有施設において緑化を推進。 ○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理。 ○各地域振興局・支庁舎についても、本庁舎と同様、樹木・草木を管理。
186	○公園等公共施設の緑化に当たっては、郷土産樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種（郷土産樹種）を選定し、植栽を実施。
187	○行政、住民、企業等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森林整備課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。
188	○都市計画における風致地区*等の緑地については、適正に保全するとともに、必要に応じ緑地保全地区の指定を検討します。	都市計画課	○鹿児島市（寺山、慈眼寺）及び大口市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
189	○緑化推進組織の強化や民間団体の育成を図るとともに、(財)かごしまみどりの基金*との連携などにより、県民参加のみどりづくりを推進します。	森林整備課	○緑の少年団（74団、2,481人）、森林ボランティア（個人906名、団体24団体）の育成、活動の支援。 ○4月15日から5月14日の「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月29日みどりの日に「みどりの感謝祭」、10月21日に「森の秋まつり」を県民の森で開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。
<b>2 水辺空間の保全・整備</b>			<b>2 水辺空間の保全・整備</b>
<b>(1) 水辺空間の保全</b>			<b>(1) 水辺空間の保全</b>
190	○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。
<b>(2) ふれあい機会の充実</b>			<b>(2) ふれあい機会の充実</b>
191	○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	○親水性に富む河川の整備を図るため、平成19年度までに24箇所において親水護岸を整備。
192	○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。	港湾空港課	○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成19年度は3海岸で親水性護岸、砂浜遊歩道、植栽等を整備。
193	○緑化護岸、自然石護岸及び遊歩道等を整備し、道路緑地、公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課 農地整備課	○平成19年度は事業なし。 ○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用し、親水施設等を3地区について整備。
194	○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設等周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
195	○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○気軽に水に親しむことのできる公園の整備。
196	○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設などの整備を推進します。	農地建設課	○ため池等整備工事を6地区、用排水施設整備工事を15地区で実施。
197	○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然型川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など、親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（奄美市）等で実施。
198	○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○平成19年度は事業なし。
199	○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、整備を推進します。	河川課	○平成19年度は事業なし。
200	○港湾については、快適な港空間の形成を図るため、地域の特性に応じ自然に溶け込み、生物にやさしい港を理念としたエコポート*（環境と共生する港湾）の形成に努めます。	港湾空港課	○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地、照明灯、休憩所、遊歩道、植栽等2地区を整備。
201	○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場としての漁港・	漁港漁場課	○漁港海岸環境において、海岸の快適な利用と環境の保全を図るため江口漁港で事業を実施。

	漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。		○快適で潤いのある漁港環境を形成するために江口漁港など2地区で緑地広場や親水性護岸を整備。
202	<b>3 景観の形成</b> <b>(1) 自然景観の保全</b> ○地域の自然的社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、農村景観及び海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農地整備課 砂防課	<b>3 景観の形成</b> <b>(1) 自然景観の保全</b> ○多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの多面的機能の発揮や保全活動の支援事業を5地区で実施。(棚田等保全活動協賛事業) ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。
203	<b>(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成</b> ○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	地域政策課 文化財課	<b>(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成</b> ○歴史的遺産を活用した景観の形成に対し、景観アドバイザーを派遣 ○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。
204	<b>(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成</b> ○全県的かつ総合的に景観形成を推進するための基本的な指針となる県景観形成基本計画に基づき、本県における望ましい景観の形成を図ります。	地域政策課	<b>(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成</b> ○本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」を制定するとともに、「鹿児島県景観形成基本方針」及び「鹿児島県景観形成ガイドライン」を策定。 ○景観形成の普及・啓発のための地域リーダー等の研修等を実施し、また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。 ○景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体として、平成19年度は2市1町について知事同意を行い、景観行政団体の数は合計15市町となるなど、景観法を活用した取組を推進。
205	○都市地域における建造物の建設に当たっては、都市景観との調和に配慮します。	都市計画課	○鹿児島県都市計画区域において、鴨池ニュータウン業務地区、寺山風致地区神月タウン、明々窪地区、伊敷グリーンヒル地区、武岡台地区、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、万田ヶ字都地区、ニュータウン慈眼寺団地地区、慈眼寺風致地区慈眼寺台地区、与次郎ヶ浜地区、木材団地、木材加工団地及び南栄一丁目地区、寺山風致地区丸坊団地地区、コモンシティ御所の社地区の計15地区の地区計画を決定。 ○松元都市計画区域において、ガーデンヒルズ松陽台地区計画を決定。 ○鹿屋都市計画区域において、パークヒルズ鹿屋地区計画を決定。
206	○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。	都市計画課	○屋外広告物法に基づき、景観行政団体である指宿市が「指宿市屋外広告物条例」を制定し、より地域の実情に応じた規制・誘導を推進。
207	<b>(4) 各種事業による景観の形成</b> ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど、景観の形成を促進します。	道路維持課 地域政策課	<b>(4) 各種事業による景観の形成</b> ○道路の旧道敷を利用したポケットパーク2箇所を整備。 ○市町村等のまちづくりに対し、景観アドバイザーを派遣。
208	○市町村における計画策定への助言等の他、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	○景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体として、6市5町について知事同意(合計で15市町となった)。 ○市町村や地域づくり団体等を対象団体とする景観アドバイザーの派遣 ○地域リーダー等を対象とする研修の実施
209	○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林整備課	○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。
210	○電線類の地中化事業による無電柱化を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課 港湾空港課	○鹿児島県東市来線他2路線で整備。 ○平成19年度は事業なし。
	<b>第4節 かけがえのない地球環境の保全</b> <b>1 地球環境保全活動の推進</b>		<b>第4節 かけがえのない地球環境の保全</b> <b>1 地球環境保全活動の推進</b>
211	○県地球環境保全行動計画で提案する環境保全に向けた具体的な行動を、県民、事業者及び行政が自主的かつ積極的に全県的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。	環境政策課	○県地球環境保全行動計画(平成11年3月策定)で提案する環境保全に向けた具体的な行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催(平成19年8月)するとともに、県民運動推進員の研修会を県内13箇所で開催。
212	○地球温暖化対策、省資源・省エネルギー対策及びフロン対策として、意識の啓発をはじめとする各種対策を推進します。	環境政策課	○かごしま環境フェスティバル2007を鹿児島市で開催(平成19年10月)し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、地球環境保全に向けた具体的な行動の実践を呼びかけた。